▼特集

生体管理の現代史：市民・移民・植民地の統治技術

――ドイツ現代史学会第四二回大会シンポジウム――

バイオメトリクスの身体

――個人識別技術と可読的身体の諸相――

村上宏昭

二〇一九年九月二二日に早稲田大学戸山キャンパスにおいてドイツ現代史学会第四二回大会が開催された。当日は村上宏昭がオーガナイザーとなり、「生体管理の現代史――市民・移民・植民地の統治技術」と題するシンポジウムを実施した。本特集はその内容を報告するものであり、本稿はこの特集全体の問題提起に相当する。

1　生体認証の時代

二一世紀に入って以降、指紋・DNA・虹彩・静脈等々、身体情報にもとづく生体認証技術（バイオメトリクス）が私たちの日常のなかで急速に浸透しつつある。今日では犯罪捜査に限らず、空港における出入国審査、銀行でのATM操作、パーソナルコンピュータやスマートフォンのロック解除など、生体認証を行う場面は市民生活全般で見られるようになり、今やこの技術はインターネットに比肩するごく身近な情報処理技術として定着した観がある。本特集はこうした生体認証技術の中核にある特有の身体に着目し、その諸相を歴史学的かつ社会学的に検証することを目的として組まれたものである。

たとえば出入国審査を考えてみたい。審査の際はカメラを内蔵した端末で自分の顔をスキャンされ、旅券に登録された人物と同一だと認証されればゲートの扉が開いて通行可能となる。こうした光景は今では珍しいものではなくなっているが、その歴史はいまだ浅い。世界各国の空港でこの顔認証システムが導入されるようになったのは、おおよそ二〇〇〇年代後半以降のことであり、日本の法務省も二〇一七年に審査の円滑化という名目のもと、国内五空港（成田・羽田・関西・中部・福岡）でこのシステムを採用している。

ただ歴史が浅いとはいえ、その認証手続きの効率性と簡便性からこの技術は今では出入国審査の不可欠なツールとなりつつあり、こうした状況が近い将来大きく変わるとは考えにくい。たびかさなる技術改良の賜物でもあろうが、初期の顔認証技術に対する社会の無理解を鑑みれば、その普及の迅速さには目を見張るものがある。カナダの社会学者デイヴィッド・ライアンがすでに二〇〇九年に書いていたように、「バイオメトリクスはごく短時間のうちに、海のものとも山のものとも分からないものから、高まる身元特定ニーズの解決策へと変身を遂げた」[1]といえる。

もちろんこうした技術の普及が、一面では統治権力における効率的監視の欲望に促されたものであることはいうまでもない。近代国家の官僚制が技術的手段によって伝統的な秩序を変革していくという志向性を内包している以上[2]、技術革新と手を携えて統治機構の合理化が恒常的に図

られるのは理の当然である。とりわけ空港の出入国ゲートという国家の境界線に最も近接する空間は、無数の異邦人がとめどなく国内に流入してくる場であるだけに、最先端のテクノロジーを駆使してこれら越境者に対する監視の効率化が進められるのは何も不思議なことではない。

だがそもそも私たちが空港のゲートでカメラの前に立ち、旅券のICチップに記録された顔画像と照合されるとき、この端末はいかにしてカメラの前の人物と旅券の画像の人物との一致／不一致を判断しているのだろうか。生体認証技術の普及を推進する日本自動認識システム協会の説明によれば、そのプロセスは大別して①顔検出、②顔特徴点検出、③前処理、④特徴量抽出、⑤マッチングの五段階に分けられる。[3]

まず①において画像のなかから顔領域を高速度で探索し、その領域の位置を検出する。次いで②では顔領域内の目や口の端点など、基準となる特徴点を検出する。③では顔の回転や向き、照明の変化、眼鏡の有無など諸々の変動要因を可能な限り除外する。④では顔を識別するための諸特徴を顔領域から抽出する。その際、画像内の狭い範囲の単純な特徴から徐々に広い範囲の複雑な特徴が構成されていく。最後に⑤では、抽出された特徴群にもとづきカメラで入力された顔が旅券の記録画像と一致するか否かを判定する。

このように顔認証システムでは、入力された画像サンプル（ゲートでスキャンされた顔）から、登録済みの画像（旅券の顔写真）と比較するための諸特徴点を抽出するというプロセスが見られるが、これは顔に限らず指紋や虹彩も含めた生体認証技術一般に共通する画像処理の手続きである。すなわち、顔領域をまず大きなパーツ（目や口の端点）から細かな部分（狭い範囲の単純な諸特徴）に細分化していき、しかるのちにそれらの諸部分を再度組み合わせることで顔の全体像を再構成する方法、いわば部分から全体へ遡及していくというフローである。

またこの認証技術のもう一つの特徴は、それが統計的思考に全面的に依拠する技術であること、いいかえれば統計的な尤度にもとづくマッチング判定を行っていることである。つまり各サンプルの諸特徴の比較から類似度スコアを算出し、その数値があらかじめ設定した閾値より大きければ一致、逆に小さければ不一致と判定される。[4]

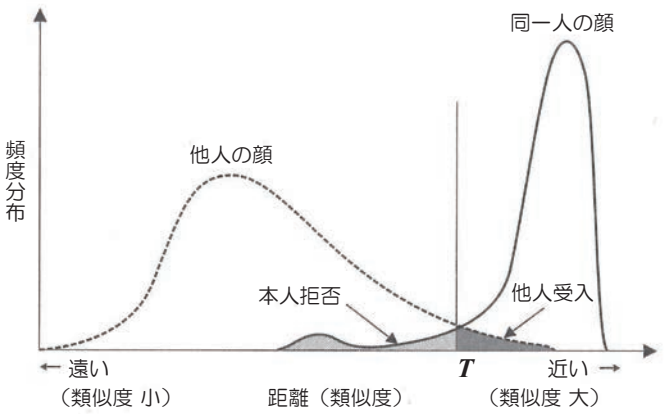

図1　顔認証における類似度の分布

閾値をTとしてこの類似度の分布をグラフにすると図1のようになる。サンプルとなる人物が異なれば類似度の小さい方に、同一であれば類似度の大きい方に曲線の山が現れる。とはいえそれがあくまで統計的な処理によるものである以上、システムがどれほど高精度であろうと、そこには必ず本人拒否率や他人受入率といった形の認証エラーが生じる可能性が、わずかであれ残されることになる。

2 「類似」概念の齟齬

こうした生体認証の手続きには、生身の人間が自分の目で旅券の写真と照合しながら本人確認を行うこと、つまり視覚という知覚器官を用いて二つのサンプルの一致／不一致を判定することとは本質的に異なる何かがある。だがこの「何か」に関する直観はどこに由来するのか。生身の人間の視覚的認識とコンピュータの認証判定との間には具体的にいかなる違いがあるのか。まずはこの点を確認しておきたい。

ここではそうした視覚による個人識別の一例として、一九世紀のパリに設置された死体公示所（モルグ）を挙げておこう。[5] これは一八六四年、ノートルダム聖堂の裏手にあった旧い地下牢を改築して作られた市営施設で、パリ警察の管轄下に置かれていたものである。そこでは市内で発見された死体が一般市民にも見えるようにガラス越しに展示されていたことから、いつしかパリの観光名所としてヨーロッパ中で話題となり、多いときは一日に四万人にも上る群衆が殺到したという（図2）。しかしこの施設の目的は元来、身元不明の死体を一般公開することで、死者の知人にその身元を確認してもらうことを意図したものであった。

図2　パリの死体公示所（モルグ）

パリ警察がこうした施設で死者の知人を募ったとき、そこで前提とされた身元確認法はいうまでもなく、身体上のいくつかのメルクマール（傷痕・痣（あざ）など）や遺留品の確認に加えて、死者の顔貌をじかに目視するというものであった。その限りでは当然、このモルグにおいて実践されていた視覚による死者の識別法は、基本的には旅券の写真を見て眼前の生者の本人確認を行うことと大きな違いはない。

だがこのような死体や旅券写真の視覚的識別において、一致／不一致あるいは類似／非類似の判断が下されるとき、その背後でいかなる認識のメカニズムが働いているのか。それを窺い知るには何よりも現象学の知見に依拠するのが有益である。ここではメルロ＝ポンティの知覚論を手がかりに視覚による認識の特徴を洗い出しておこう。

それによれば私たちが複数の対象の間に類似性を認めるとき、対象を構成する個々の部分的要素を相互に比較したうえでその類似を認識しているのではない。そうではなく、まず対象の全体的印象において類似や差異の関係を察知し、そのあと事後的にこの対象の構成要素を比較し照合するのである。いいかえれば、部分に先立って全体があらかじめ与えられているのであり、だからこそ各対象の諸部分同士の比較もまた可能になる。[6]

こうした知覚の特性は障害者の事例に照らせばいっそう鮮明になる。生まれながらの視覚障害者が白内障手術を経て初めて視覚的世界を手にしたとしても、その空間認識はあくまで「触覚的」であるという。この

元視覚障害者は円を長方形と区別するのに、あたかも手で触れるように目で図形のへりを追わねばならないからである。それゆえ健常者の認識とは違い、ここでは対象の各部分に全体が現前していない、つまり部分に先立つ全体が与えられていない。[7]

この部分と全体の問題に限れば、元視覚障害者の空間認識と生体認証技術の画像処理とは奇妙な重複を見せているが、いずれにせよ一九世紀のモルグが死体の身元確認のために頼りにしていたのは、まさにこうした視覚によって全体的に把握される印象論的類似にほかならない。科学以前の生活世界で捉えられるこのような類似のあり方と、生体認証技術が前提とする統計学的な類似度――顔をいったん部分的諸要素に分解し、各要素の一致と不一致を測定することで算出される類似度――とは、どこまでも似て非なるものである。それどころか部分と全体の関係に関しては相互に正反対の認識形態ともいえるだろう。

したがってモルグの死体識別法と生体認証技術の間には、「類似」概念に関して大きな齟齬が見られる。すなわち全体的印象の類同性としての視覚的類似（resemblance）と、個別的要素の近似性としての統計学的類似度（similarity）という齟齬である。そしてこのような齟齬の基底には各々が前提とする身体の相違がある、というのが本稿の主張であり、それゆえ以下では生体認証技術を可能にしている身体の特異な様態を理念型的に素描することで、視覚が志向する身体との断絶性を浮き彫りにすることが目指される。

なお結論を先取りしていえば、そうした身体の相違は「可視的（visible）身体」（モルグ）と「可読的（readable）身体」（生体認証）、あるいは同じことだが「見られる身体」と「読まれる身体」という形で要約することができるだろう。

3　指紋法

今日では身体のさまざまな部位が生体認証に用いられているとはいえ、そのうち歴史が最も古く、社会的にも広く認知されている部位といえば、やはり指紋を措いてほかにない。指先の隆線の形状から個人を特定する、いわゆる指紋法がヨーロッパ世界で正式に導入されたのは、イギリス本土の警察当局がこのシステムを採用した一九〇一年のことである。[8] しかしこの新たな個人識別法は、二〇世紀前半のうちにまたたく間に世界中で知られるようになり、一九二〇年代にはアメリカの霊媒師が幽霊の指紋を採取してセンセーションを巻き起こしたり、コナン・ドイル（一九〇三年）や江戸川乱歩（一九三七／三八年）などの推理小説では指紋がトリックのツールとして使われたりもした。[9]

ただこの指紋法は実のところ、最初にヨーロッパ市民社会の周縁部、すなわち植民地世界で生み出された技術であった。具体的には一九世紀半ばの英領インドにおいて、ベンガルのイギリス人行政官だったウィリアム・ハーシェル（同名の天文学者の孫）が行った試み、すなわち地元商人に署名の代わりに手形を契約書に押させるという試みに端を発する。その後は紆余曲折を経ながらも、優生学の創始者として名高いフランシス・ゴルトンの精力的なキャンペーンもあって、右で触れたように指紋法は二〇世紀初頭には植民地から宗主国イギリスに流れ込み、やがて世界各国の犯罪捜査や刑事裁判で採用されていくことになる。[10]

なおヨーロッパで指紋法の導入を推進したこのゴルトンという人物が、統計学の専門家であったことはここで改めて強調しておきたい。彼が指紋に熱中したのは、それが統計学的に個人や民族を弁別する有力なツールになりうると見なしたからであり、個人識別法の一つとして指紋

法を体系化する試みにおいても、統計的な蓋然性が最も高いマッチングの方式を模索していたのである。[11] したがって指紋法とは、ほかならぬ統計的思考を経由することで初めてその意義を十全に認められたものだったといってよい。[12]

ともあれまず指紋法の概略を確認しておこう。この個人識別法では歴史を通じて複数の方式が開発されてきたが、その多くはゴルトンが提案した分類法、すなわち指紋の形状を弓状紋（Arch）・蹄状紋（Loop）・渦状紋（Whorl）の三つの基本類型に分け、さらに各類型の混合型も配置するという仕方を踏襲している（図3）。[13] またそれに加えてマイニューシャと呼ばれる、指紋に見られるさまざまな特徴点（端点や分岐点）を同定しながら、それぞれの一致／不一致を確認するという手続きもある。[14] よく知られているように、こうした指紋の形状やマイニューシャは個々人で異なるうえに生涯変わることもないという、「万人不同」と「終生不変」の原則に従うものとされる。[15]

図3　指紋の三類型（左から弓状紋・蹄状紋・渦状紋）

この紋様の類型化と特徴点のマッピングがともに意味しているのは、本来無限に多様であるはずの指紋の形状が一定のパターンに従って規格化されているということである。すなわち人為的に構築された分類の格子を指紋に当てはめ、それをいずれかの桝目に配置することで、種々雑多な紋様が秩序化されているのである。たとえば図4は指紋法の一つ「ヘンリー方式」において使用された分類格子で、ここではまず統計上の頻度に応じて二つの基本型（蹄状紋と渦状紋。ただし前者は弓状紋も含む）の可能な組み合わせを四つの象限に配置する。そしてそこから下位の格子へと順次絞り込んでいき、最終的には一〇二四個ある最小単位の桝目の一つに採取した指紋を収めるのである。[16]

このような分類システムによって、指紋の形状はいくつか特徴的な性質を帯びることになる。第一に、一つの指紋の「個性」は人為的に規格化された分類格子（タブロー）のなかでしか識別できない、つまり別の桝目に収められたほかのあらゆる指紋との違いでしか認識できないものとなる。いいかえればこのシステムでは、指紋の個性は差異のネットワークのなかでしか存在していない。[17]

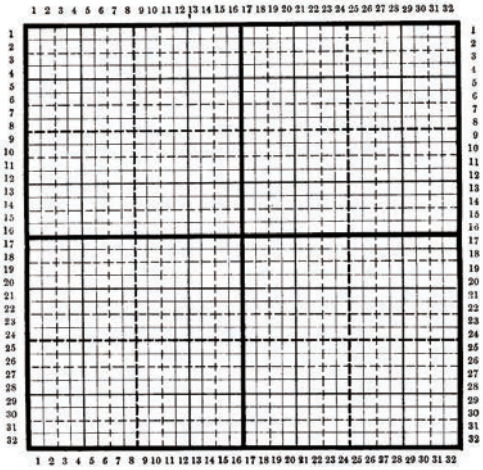

図4　ヘンリー方式の指紋分類システム

第二に、指紋が一定の分類システムに沿って整理されることで、その形状は一種の情報ないしデータとして効率的に処理されることが可能となる。たとえば図4の分類格子がそのまま物理的な整理棚に化体すれば、大量の指紋がそこに秩序立てて並べられるだけで

はない。その棚からきわめて短時間のうちに必要な指紋記録を検索して取り出すこともできるだろう。

図５の写真はまさにその一つの実例で、一九四〇年代の米連邦捜査局（ＦＢＩ）の指紋保管庫を撮影したものである。そこでは指紋記録の整理棚を前に女性職員が検索・照合作業に従事しているが、これも当然ながら一定の分類システムを前提にしなければ成立しない光景である。このようにして膨大な量の記録のなかから即座に身元を割り出せる指紋法は、先述のように特に犯罪捜査の領域で大きな力を発揮したのである。

図５　指紋記録の整理棚

4　可読的身体

ただしこうした身体情報の処理の仕方は指紋法が最初に発見したものではない。犯罪捜査で指紋法以前に使われていた、いわゆる「ベルティヨン方式」(Bertillonage) と呼ばれる人体測定法も、指紋法と同じ目的（個人識別）と特徴（身体情報の採取）を共有していた。これはパリ警視庁のアルフォンス・ベルティヨンという人物が、身分を偽って軽犯罪を繰り返す累犯者を特定するために一八八三年に開発したもの（フランス国家警察の正式採用は一八八五年）で、一一種類の身体情報（①身長、②両手を横に伸ばしたときの最大値、③座高、④頭長、⑤頭部の幅、⑥右耳の長さ、⑦右耳の幅、⑧左足の長さの最大値、⑨左手中指の長さ、⑩左手小指の長さ、⑪左手前腕の長さ）を計測し、個々人で異なる一定不変の身体的特徴を記録するという方式である。[18]

つまりこの方式では、社会制度に関わる犯罪者の情報（出生地・居住地・年齢・職業・家族構成等々）は視野の外に置かれ、もっぱら解剖学的身体の弁別的指標にのみ注意が向けられている。[19] さらには図６のように、そうして採取された各種の身体記録が――指紋法と同じく――整理棚に保管されることで、逮捕した人物の前科の有無を確認する際に、当該人物の身体情報を大量の記録のなかから即座に検出できるようになっていた。[20]

図６　ベルティヨン方式の整理棚

とはいえ怪盗紳士アルセーヌ・ルパンは警察に逮捕されたあと、職員の一人を買収して虚偽の測定数値を記録させることで、このベルティヨン方式の網の目を潜り抜けて脱獄することができた。[21] 当時の推理小説もそうした筋書きを語っていたように、同方式は測定官の技量によって同じ犯罪者の身体でも数値の変動が生じやすく、そうした不確定要素が大きな弱点となっ

て、やがて指紋法に取って代わられることになる。[22]

このように、一方の登場とともに他方が退場するという歴史的経緯もあってか、この二つの個人識別法は今日でもしばしば対照的に論じられる傾向が強い。カルロ・ギンズブルグなどはその顕著な例で、指紋法を古典古代以来の「推論的パラダイム」に属すると見なすのに対し、ベルティヨン方式を近世以降の「ガリレオ的パラダイム」（数量化志向）の系譜に位置づけることで、両者の思想史上の根本的差異を強調している。[23]

しかしここではそうした違いよりも両者に共通する側面を強調しておきたい。すなわちこれら二つの個人識別法はともに、一定の分類システムに即して身体上の諸特徴を記録し、その情報を整理棚（データベース）に集積するという側面である。その限りでは、両者はいずれも「情報としての身体」という特有の身体を前提にしているといってよい。

それゆえ一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて犯罪捜査で志向され始めた身体、警察権力が管理下に置こうとしつつあった身体は、モルグの死体のように、あるいは性愛の身体（ポルノグラフィ[24]）や奇形の身体（フリークショー[25]）のように、視覚的欲望に駆られて眺められた身体からは大きく乖離している。それは、いったん数字や記号に変換されて情報として読み解かれる身体、それゆえデータとして紙媒体で記録され、ファイルに綴じられたうえで整理棚に収納される、そのような身体なのである。

ところで人体測定法であれ指紋法であれ、生体にもとづく個人識別技術は犯罪という市民社会の周縁領域で発達しただけに、これまでその歴史を記述する際は、もっぱら当時の犯罪者、特に累犯者問題の文脈に置くことが主流であったといえる。だがその技術を根底で支えていた情報としての身体それ自体は、何も犯罪問題の領域にとどまるものではない。その一例としてここでは二〇世紀半ばの生物学における認識論的転換を挙げておきたい。

周知のように一九五四年にＤＮＡの二重らせん構造の発見が報告され、遺伝子の本体が染色体内のタンパク質ではなく、デオキシリボ核酸という化学物質であることが解明された。フランスの科学哲学者ジョルジュ・カンギレムによれば、この発見を境に生物学は生命の認識のあり方を大きく刷新することになる。

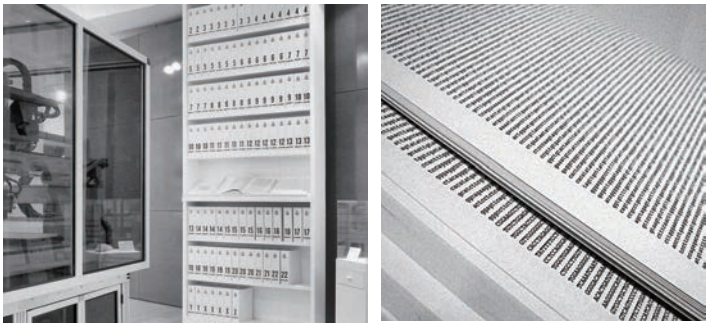

図７　初めて紙に印字されたヒトのゲノム情報

すなわち生命なるものを語るとき、もはや以前のように力学、物理学、古典的化学の用語や概念ではなく、言語理論ないしコミュニケーション理論の用語（メッセージ・情報・プログラム・コード・命令・解読など）が使用されるようになった。つまり遺伝現象は情報伝達と同義のものとなり、生命はいわばＤＮＡという物質に書き込まれたロゴス、ないしは暗号化された意味へと変貌したのである。[26]その結果、生命という存在は電子化されて記憶媒体に保存されるか、場合によっては印刷・製本されて棚に収納され、「読まれる」ことができる何かになったといえる（図７）。

たしかに現代のゲノム研究では、ＤＮＡの塩基配列だけが有機体のマスタープランを構成するわけではないという認識が広がっており、生命を情報として捉える認識論は限界に達しつつある。イギリスの社会学者ニコラス・ローズはこうした「ポストゲノム学」の台頭を踏まえ、「二〇世紀が終わると同時に『遺伝子の世紀』も終わった」という主張に賛同している[27]。だがいずれにせよ右のような情報としての生命という観念が、二〇世紀半ばの生物学で唐突に形づくられたわけではない、ということに変わりはない。これまでの記述で明らかなように、身体の一部を有機体の個性が宿る情報と見なす発想は、すでに一九世紀末の人体測定法や指紋法によって準備されてきたものであり、それだけにこの観念はそれなりの歴史的蓄積を持っているのである。

ともあれこれら三つの事例（指紋法・人体測定法・ＤＮＡ）に通底する身体は、「可視的身体」という、もう一つの近代的身体とは異なる系譜に属するものと見なすべきだろう。すなわち個人識別（生体認証）技術では、一望監視施設（パノプティコン）が志向した身体、独房のなかで視線にさらされながら規律化される身体は消え去っており、代わって「可読的身体」、つまり視覚によって見られるのではなく、情報として読まれる身体が現出しているのである。

5　植民地統治と犯罪者管理

先ほど触れたように、こうした身体を前提とする指紋法はまず植民地、特に英領インドで開発された技術であった。だがこの技術はなぜ最初に植民地世界で芽生えたのか。その理由として通常挙げられるのはおもに二つ、契約や裁判などの法的手続きをめぐる現地文化と西洋文化の齟齬、ならびにいわゆる「犯罪部族」の問題である。

このうち前者については、現地人との商談・契約における文書偽造や法廷での偽証が日常的に横行していたことが背景にある。先述のハーシェルが慨嘆していたように、この種の「妨害がかなり蔓延していた」ため、「民事裁判の運営でその威厳を維持するのは途方もなく難しいものであった」。とりわけ年金支給の場合、現地住民の風貌がイギリス人には識別困難だったことから、受給者に成りすまして年金を詐取するケースも広範に見られたという。そうした不正の横行に対処する手段として、文字や証言、外見に頼らない個人識別法が要請されたのである[28]。

次に後者については、植民地統治にあたり各地を放浪して暮らす現地のノマド、いわゆる「犯罪部族[29]」の管理と追跡が必要だったことがある。これはむろん現代的な移民管理の先駆け、つまり移動する身体の管理ツールとして指紋法が用いられた最初期の事例である。元来犯罪部族を含めたインドの放浪部族の管理は、農耕を通じて定住化を図るという思惑から、「更生居留地」（reformatory settlement）に囲い込むという形で行われていた。だがこうした政策が挫折したことで、一八九七年以降すべての法律違反者に対する指紋押捺が実施されることになる。そして一九一一年の犯罪部族法の改正によって、一二歳以上の犯罪部族の全男性に対して指紋押捺が義務化され、それに伴い当局は居留地の運営コストから解放されたのである[30]。

したがって指紋法はその発端から、植民地統治と犯罪者管理という市民社会の二大周縁領域の問題と密接に絡み合った技術であった。そうした起源の名残は今日でもさまざまな形で見られる。たとえばバイオメトリクスがこれほど浸透した現在でも、市民の間では指紋の登録に対する抵抗感が根強く残存しているのに対し[31]、犯罪者予備軍と見なされやすい

外国人移民や難民には、まずもって指紋押捺が求められるという事実がある。[32]

また旧植民地諸国における生体認証システムが、先進諸国に比べてはるかに深く社会に浸透していることも、ある意味その起源の名残の一つといえるだろう。図8は生体認証を利用した市民登録システムを持つ国を網掛けしたものだが、一見して南の貧困地域でバイオメトリクスにもとづく統治機構が高度に発達しているのが分かる。これは何も住民の抑圧的監視のためだけではない。低識字率社会で児童支援給付などの福祉行政を円滑に行うには、文字によらない生体情報がきわめて有用だからである。[33]このように文書行政のみでは限界があるグローバル・サウスの諸国は、教育コストを回避しつつ全住民を効率的に捕捉する必要から、いわば「生体認証統治」の先進地域となっているのである。

図8　生体認証にもとづく市民登録システムを持つ諸国

すでに一九世紀の英領インドでも、ハーシェルが年金受給者の受領印として指紋を使う試みを実践していたし、二〇世紀初頭の南アフリカでも大量の移民労働者の管理のために指紋法が導入されていた。[34]そうした歴史的背景を鑑みれば、このようなグローバル・サウスの現状もまた、植民地時代に開発された管理のノウハウの遺産と考えることができる。

したがってバイオメトリクス、またそれが依拠する情報としての身体という観念は、近現代史のなかで社会の治安や市民の健康の管理だけでなく、移民という他者の監視にも、植民地支配の円滑化にも大いに寄与してきた。本特集のサブタイトルはそうした歴史的事情を顧みて付されたもので、以下の諸論稿でもこれら市民・移民・植民地という三つのカテゴリーに見られる生体管理の諸様態をそれぞれの観点から論じることになる。

ただし本特集では、議論の範囲を狭く生体認証の技術の歴史に限定しないよう配慮している。本稿でバイオメトリクスそのものより、その基底にある身体に考察の焦点を当てたのも、単なる技術の歴史を越えた射程の広がりを示そうとしたためである。またそれによって——生体認証ではなく——生体管理の多様なあり方へと議論が開かれるよう意図したからでもある。このような方向へ視野を拡張していけば、その先には「可読的身体の歴史」という、これまで未踏の、だがおそらく実り豊かであろう歴史研究の領野が開けてくるはずである。

図像出典一覧

図1　小松尚久・内田薫・池野修一・坂野鋭共著『バイオメトリクスのおはなし——あなたの身体情報が鍵になる』日本規格協会、二〇〇八年、五六頁。

図2　“The Morgue at Paris. The Last Scene of a Tragedy.” *Harper's Weekly: A*

Journal of Civilization, vol. 36, July 18, 1874, p. 600.

図3 Francis Galton, *Fingerprints*, London, 1892, Plate 9. Fig. 15; Plate 10. Fig. 16.

図4 E. R. Henry, *Classification and Uses of Finger Prints*, London, 1900, Plate 3.

図5 http://internationalphotomag.com/the-fbis-fingerprint-files-called-notorious-dead-criminals/（二〇二〇年一月三〇日閲覧）

図6 Alex Csiszar, "Bibliography as Anthropometry: Dreaming Scientific Order at the fin de siècle." *Library Trends*, vol. 62 no. 2, 2013, p. 447. [Fig. 1]

図7 https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Wellcome_genome_bookcase.png（左）https://www.flickr.com/photos/johnjobby/2253777148（右）（二〇二〇年一月三〇日閲覧）

図8 キース・ブレッケンリッジ（堀内隆行訳）『生体認証国家――グローバルな監視政治と南アフリカの近現代』岩波書店、二〇一七年、一五頁。

注

（1） デイヴィッド・ライアン（田畑暁生訳）『膨張する監視社会――個人識別システムの進化とリスク』青土社、二〇一〇年（原著二〇〇九年）、一四九頁。

（2） マックス・ヴェーバーによれば、官僚制的支配はカリスマ的支配と同じく「伝統に対する第一級の革命的力たりうる」が、後者は信仰を通じて人間を内面から変革するのに対し、前者は技術を通じて外部から変革する。すなわち、「技術的手段によってまず事物や秩序を革命し、次いで人間を革命する」（マックス・ヴェーバー（世良晃志郎訳）『支配の社会学 Ⅱ』創文社、一九六二年、四一一頁、強調原文）。

（3） 以下の顔認証プロセスの説明は、一般社団法人日本自動認識システム協会編『よくわかる生体認証』オーム社、二〇一九年、三三～三四頁に依拠している。

（4） 小松尚久・内田薫・池野修一・坂野鋭共著『バイオメトリクスのおはなし――あなたの身体情報が鍵になる』日本規格協会、二〇〇八年、五五頁。

（5） モルグについては以下を参照。ヴァネッサ・シュワルツ（菊池哲彦訳）「世紀末パリにおける大衆のリアリティ嗜好――モルグ、蝋人形館、パノラマ」長谷正人・中村秀之編訳『アンチ・スペクタクル――沸騰する映像文化の考古学（アルケオロジー）』東京大学出版会、二〇〇三年、二二三～二六〇頁；Mireia Ferrer Álvarez, "The Dramatisation of Death in the Second Half of the 19th Century. The Paris Morgue and Anatomy Painting." Andrea Petö and Klaartje Schrijvers (eds.), *Faces of Death: Visualising History*, Pisa University Press 2009, pp. 163-187.

（6） メルロ＝ポンティによれば、生活世界における類似／非類似の関係は対象の全体的知覚がなければ不可能なものである。「われわれが一つの集まりを物として知覚するからこそ、分析的な態度が後からそこに、類似や近接を見出すことができるのである。これは単に、全体の知覚がなければわれわれはその要素の類似や近接に注意することなど夢にも思わないだろうという意味ばかりではなくて、文字通りこれらの要素は〔知覚によってあらかじめ全体が与えられていなければ〕同じ世界に属さないだろうし、したがっておよそ類似や近接など存在するはずがない、という意味なのである」（モーリス・メルロ＝ポンティ（中島盛夫訳）『知覚の現象学』法政大学出版局、一九八二年、四八頁、強調原文）。

（7） メルロ＝ポンティ［一九八二］三六五～三七〇頁。

（8）Anne M. Joseph, “Anthropometry, the Police Expert, and the Deptford Murders: The Contested Introduction of Fingerprinting for the Identification of Criminals in Late Victorian and Edwardian Britain.” Jane Caplan and John Torpey (eds.), *Documenting Individual Identity. The Development of State Practices in the Modern World*, Princeton University Press 2001, pp. 164-183, here p. 173f.

（9）橋本一径『指紋論――心霊主義から生体認証まで』青土社、二〇一〇年、一二～三七頁；アーサー・コナン・ドイル「ノーウッドの建築士」（一九〇三年初出）小林司・東山あかね訳『シャーロック・ホームズ全集⑥　シャーロック・ホームズの帰還』河出文庫、二〇一四年、五七～一〇五頁；江戸川乱歩「悪魔の紋章」（一九三七／三八年初出）『江戸川乱歩全集（第一二巻）』光文社文庫、二〇〇三年、四二三～七〇六頁。

（10）英領インドにおける指紋法の起点からそれがイギリス本土で導入されるまでの経緯については、Simon A. Cole, *Suspect Identities. A History of Fingerprinting and Criminal Identification*, Harvard University Press, 2002, pp. 60-96.

（11）Cole 2002, p. 79f.

（12）Joseph 2001, p. 172f.; キース・ブレッケンリッジ（堀内隆行訳）『生体認証国家――グローバルな監視政治と南アフリカの近現代』岩波書店、二〇一七年、一〇二七頁。

（13）Francis Galton, *Fingerprints*, London, 1892, pp. 75-84.

（14）小松・内田・池野・坂野［二〇〇八］三六～三七頁。

（15）Galton 1892, p. 97.

（16）E. R. Henry, *Classification and Uses of Finger Prints*, London, 1900, Plate 3.

（17）フーコーは、表（タブロー）空間で動植物を分類する古典主義時代の博物学について次のように説明しているが、これはそのまま指紋法の分類システムにも当てはまるだろう。「ある個体に固有なものを認識するとは、それ以外のすべての個体の類別、もしくはそれらを分類する可能性を、自己のものとして持つことである。同一性とその標識は、相違性を引き去った残余によって規定されるであろう。ある動物、ある植物は、その上に捺された烙印によって示される――もしくは暴かれる――ものではない。それはまさに、ほかのものがそうでないところのものなのであって、それ自体としては、それと区別されるものの終わるところにしか実在しないのだ」（ミシェル・フーコー（渡辺一民・佐々木明訳）『言葉と物――人文科学の考古学』新潮社、一九七四年、一六八頁）。

（18）ベルティヨン方式については、渡辺公三『司法的同一性の誕生――市民社会における個体識別と登録』言叢社、二〇〇三年、一一七～九五頁。

（19）Peter Becker, “The Standardized Gaze: The Standardization of the Search Warrant in Nineteenth-Century Germany.” Caplan and Torpey (eds.) 2001, pp. 139-163, here p. 148.

（20）Alex Csiszar, “Bibliography as Anthropometry: Dreaming Scientific Order at the fin de siècle.” *Library Trends*, vol. 62 no. 2, 2013, pp. 442-455, here p. 447.

（21）モーリス・ルブラン（平岡敦訳）『怪盗紳士ルパン』ハヤカワ・ミステリ文庫、二〇〇五年（原著一九〇七年）、一〇五頁。

（22）Joseph 2001, p. 169f.

（23）カルロ・ギンズブルグ（竹山博英訳）『神話・寓意・徴候』せりか書房、一九八八年、一七七～二二六頁。

（24）アンヌ＝マリー・ソン（市川崇訳）「性愛の身体」ジャン＝ジャック・

クルティーヌ編（岑村傑監訳）『身体の歴史　Ⅲ――二〇世紀　まなざしの変容』藤原書店、二〇一〇年、一一三～一五六頁。

（25）ジャン＝ジャック・クルティーヌ（三浦直希訳）「異常な身体――奇形の文化史と文化人類学」クルティーヌ編［二〇一〇］二四三～三〇八頁。

（26）ジョルジュ・カンギレム（金森修監訳）『科学史・科学哲学研究』法政大学出版局、一九九一年、四三三頁。

（27）ニコラス・ローズ（檜垣立哉監訳）『生そのものの政治学――二一世紀の生物医学、権力、主体性』法政大学出版局、二〇一四年、九六頁。

（28）Cole 2002, p. 64.

（29）Anand A. Yang, "Dangerous Castes and Tribes. The Criminal Tribes Act and the Magahiya Doms of Northeast India." Anand A. Yang (ed.), *Crime and Criminality in British India*, The University of Arizona Press, 1985, pp. 108-127; ここで言われる犯罪部族とは、一八七一年の犯罪部族法（Criminal Tribes' Act）で指定された部族のことで、マガヒヤ・ドム族をはじめ、ブドゥック族、クンジュル族、スノリア族等々がある（p. 113f.）。

（30）以上の経緯については、Yang 1985. なおアナンド・ヤングはこの犯罪部族法が依拠した犯罪観には、植民地主義イデオロギーに加えて、ヨーロッパ本土における犯罪学（特にロンブローゾの生来性犯罪者説）の発展が反映されていると見ている（p. 111, 126f.）。

（31）指紋押捺に対する市民の抵抗には権力の監視にさらされる不安という面もあるが、さまざまな研究者が指摘しているように、押捺の際の屈辱感も大きな要因の一つになっている。たとえばノルウェーの航空会社の乗務員も、会社による過剰なセキュリティ・チェックに対して自分を「犯罪者のようだと感じる」として、緩和措置を訴えたことがあった（ジグムント・バウマン、デイヴィッド・ライアン（伊藤茂訳）『私たちが、すすんで監視し、監視される、この世界について――リキッド・サーベイランスをめぐる七章』青土社、二〇一三年、一三四頁）。

（32）指紋の採取と保管による移民・難民管理については、昔農英明『「移民国家ドイツ」の難民保護政策』慶応義塾大学出版会、二〇一四年、一五九～一六〇頁。

（33）ブレッケンリッジ［二〇一七］一七七～一九四頁。

（34）高野麻子『指紋と近代――移動する身体の管理と統治の技法』みすず書房、二〇一六年、二五頁；ブレッケンリッジ［二〇一七］七三～九一頁。

（むらかみ　ひろあき・筑波大学助教）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇